

高木顕明に関する研究

——資料及び略年譜について——

泉 恵 機

1. はじめに

周知のように、高木顕明は大逆事件（いわゆる幸徳事件）に連座し1911年1月18日に死刑の判決を受けた、和歌山県新宮市の大谷派淨泉寺（資料7）住職である。後述するように、その翌日無期懲役に減刑されたが、三年後の1914年6月24日、秋田監獄において縊死することによって、51才でその生涯を閉じた。

顕明に関する研究は、わずかに伊串英治、吉田久一、高木道明の三氏による研究があるのみであり、その事績もいまだ不明確な点が多い。

その理由としては、彼自身記録をほとんど残していないことと、大逆事件という事件の特異性によるところが大きいと思われる。さらに高木顕明は大逆事件の連座者26名のうちでも、幸徳秋水、大石誠之助、管野須賀子、内山愚童などに比すればいわばマイナーな存在であることも影響しているであろう。

そして何よりも、彼の属した真宗大谷派において、死刑判決と同時に「擯斥」に処してから今日まで、全くといってよいほどに忘れ去ってきたという事情がある（幸い、大谷派は1996年4月1日付けで、高木顕明の住職「差免」と「擯斥」の処分の取り消しを告示し、顕明の業績を顕彰していくことを公表した）。彼の死後八十余年、遺族はすでにはない。

これらの諸理由により、顕明研究はまだ端緒についたばかりであると言ってよい。

それ故、昨年度の一般研究「高木顕明に関する研究」においては、彼の正確な年譜を作成することと、彼に関する資料を収集することに目標を置いた。この報告は、その成果の一部であるが、研究蓄積の少ない高木顕明についての資料をわずかではあるが一括しておくことは、大逆事件研究においても一定の意味をもつものであると思う。また今後、大谷派内のみならずいろんな場で、顕明の事績が見直されていくことを願って、ここに略年譜と資料の一部を収録し

た。顕明の生涯の概略については、最近発表した二つの拙稿「高木顕明の事績について」(『身同』14号所収 真宗大谷派宗務所発行 1995年8月)、及び「高木顕明の行実」(『真宗』1996年4月号所収真宗大谷派宗務所発行)を参考にされたい。

高木顕明は生前唯一「余が社会主義」と題する小論を残しているが、『大逆事件記録』(第2巻所収 1972年1月 世界文庫刊)に収録され、また今まで3回活字にされていることもあり、比較的目に触れやすいと考えられるので、字数の関係もあり割愛した。

判決書(資料5)は、当然ながら大逆事件の核をなすものであり、本来その全体を見ることを要するものであるが、ここでは顕明に直接関わる部分のみを掲載した。

高木顕明について正面から論じた前記三者の研究の中で、一般には入手しにくい伊串氏の「高木顕明の名古屋時代」(資料6)の全部を収録した。その後の研究によってかなり訂正しなければならない部分を含んでいるが、大逆事件の研究が“解禁”された戦後の最も早い研究であり、吉田、高木両氏の研究も、伊串氏の研究を踏襲、発展させたものであり、高木顕明研究において大きな功績をもつ記録である。

その他の資料については、彼の事績を浮かび上がらせるために必要と思われるものを、出来るだけ多くの資料の中から選び、抜粋して収録した。

2. 「復命書」について

資料(資料24)の「復命書」については、今回初めて世に出る資料であり、その性格等についてここで若干解説を付しておきたい。

高木顕明は、1910年7月7日に起訴されたのであるが、大谷派は11月10日付で住職を「差免」し、「諭達」を発した。その後、同年12月10日に大審院において裁判が始まり、同25日に検察は早々と26名中24名に死刑を求刑している。

大谷派は、大審院での裁判が行われているさ中に調査員を新宮に派遣した。なぜこの段階で調査員を派遣したのか、派遣された藤林深諦はどのような位置にあった人なのか、そのあたりの事情を伝えるものは無い。

ここに収録した「復命書」は、その際調査を行った藤林深諦が書いたもので、正式な復命書の下書きともいいうべきものである。

1996年7月2日、藤林深諦が住職をしていた南林寺を訪ね、この資料を目にすることが出来た。しかし、実際に調査員が派遣され、調査復命書の下書きまで存在しているのであるから、当然正式な復命書が存在したはずであり、それは藤林深諦から奈良教務所を経由して本山に届けられているはずであるが、本山ではまだ発見されていない。

今回、南林寺ご住職のご協力と、大谷派の宗務当局の了解の上でここに収録することが出来た。

収録に際して、現在も用いられている地名や人名等の中で、差別につながると思われるものについては、実名を伏せることにした。

この内容を見ると、藤林は高木顕明に対して深い同情を寄せているようにさえ見える。少なくとも、11月10日の「論達」や「擯斥」の理由を述べた文と比べると、この下書きのもつトーンは非常に違っている。端的に言うなら、宗門の行政の発した「論達」や、「擯斥」の理由を述べた文は、明らかに顕明を、「犯罪者」であり「宗門にあるべからざる僧侶」として見ているが、この復命書の下書きは、顕明の人格や住職としての在り方に一種の尊敬の念さえ感じていると思われる。この「復命書」を受け取った本山が、これをどのように受け止めたのか、非常に興味のあるところであるが、その消息は未だ知り得ない。

3. 遺族に関する資料について

資料（26）と（27）は、新宮時代に顕明、たし夫妻の養女となった高木加代子に関する資料である。

この資料を収録した理由は、大逆事件の場合は特に、家族や近縁の人々もまた犠牲者であるからであることを忘れてはならないからである。現在、この事件に連座した人々はすべて故人であるが、戦後半世紀を過ぎた今日、しかもこの事件が国家権力による意図的な冤罪事件であったことがはっきりした時点においてさえ、遺族の中には姿を隠したまま名乗りを上げない場合も少なくない。ここにこの事件の特異性がある。つまり、大逆事件は今も生きているのである。

いわゆる新宮グループの中で中心的な存在であった大石誠之助についても、いわば大石家は新宮における名望家であり、幾代にもわたってさまざまな文化的領域における指導者の存在を輩出しているし、誠之助自身もアメリカでドク

トルの資格をとった町医者としての位置があった。彼の甥である西村伊作の家は地域の最大の山林王と言われた素封家であった。しかし誠之助の刑死後、彼の妻は一家ともども新宮を出なければならなかつた。また、戦後再審請求が行われた年の1961年、新宮図書館発行の『熊野誌』は、第六号において「大石誠之助特集」を組んだ。そのことによって、その責任者であった当時の図書館長は職を辞さざるを得なかつたとさえ言われている。

高木頤明の遺家族も同様であった。ここに収録した資料からは十分にはたどることは出来ないが、たつた二人の遺家族、頤明の妻たしと養女の加代子のその後の生活は、死に至るまでこの事件が生々しく覆いかぶさっていた。

妻のたしは、愛知県の人で1869年に生まれているが、「復命書」によれば1898年に頤明と同居した。その後1907年に入籍し、同年に加代子を養女に迎えた。

高木加代子は、1901年に平岩時次郎、みちよの子として生まれ、その後どのような事情があったか分からぬが、新宮の平石昌之助の養妹となった。

頤明の妻たしは、『社会主義者沿革』（資料20）によれば、堺利彦が1911年5月にたしを慰問した時は、すでに淨泉寺を追放されることになつてゐたとのことであるから、多分1911年中に母とともに名古屋に転出したと考えられる。そして、高代分教会にある加代子自身の書いた履歴書によれば、1913年に名古屋の小学校を卒業しているが、卒業の翌年養父頤明の死を知らされたことになる。

加代子は、小学校在学中から芸者置屋に入れられたといわれているが、その後名古屋、豊橋、浜松で芸者をしてゐたことは確かであり、1932年頃から小料理屋「高代」を営業していた。実母みちの導きで昭和十年代に天理教に入信、戦後になって高代分教会を設け会長となつた。

頤明連座後のこの二人の家族の生活は苦難に満ちたものであったことは、収録したわずかの資料からも想像に余りあるものである。

加代子は、資料（26）にある如く、わずか9才で別れたわけであるが父頤明を尊敬していた。そして、頤明の五十回忌に近い1962年6月、高木家の墓を作り、その10年後に死去した。その時も看取る家族親族なく、天理教の人々によつて葬儀が行なわれた。

4. 略年譜について

前述したように、昨年度の一般研究における目標の一つに、現在の段階で可能な限り正確な、高木頤明に関する年譜を作成することにあった。ここに掲載した略年譜は、作成した年譜の中から、頤明に直接関わる事項と、直接にではないがその背景となった重要事項をピックアップしたものであるが、頤明に直接関わる事項についてはゴチック体で記した。

5. その他

特に資料の収録に際して、事実とは違う箇所や、「特殊部落」、「新平民」、「穢多」など、差別性をもつものとして指摘されている表現等、気になることがいくつかあったが、歴史資料という性格を考えそのままにした。但し、明らかな人名の間違いや誤字について、訂正したものについてはそれが判るように注記した。また、資料（24）以外でも、同じ理由で、○○の記号で示して実名を伏せたものもある。

高木顯明に関する資料

資料1 「証人調」（『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

問 証人は社会主義を奉じているか。

答 私は社会主義を奉じてはいませんが、大石などから書物を借りて社会主義の研究をしたことがあります。また東京から無名で同主義の雑誌などを送ってきましたので、読んでおりました。

.....

問 これは証人が書いたのか。

答 さようです。

問 どういう主意のことを書いたのか。

答 私は真宗大谷派の僧侶です。それで南無阿弥陀仏の信仰によって心靈の平等を得、それによって社会主義者のいう平等の人域に達しなければならぬということを書いたのです。

問 それでは証人もやはり、終局の目的としては、社会主義と同様の主張になるのではないか。

答 さようです。私は宗教によってその目的を達しようというのです。

資料2 「予審調書」（第一回）（『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

問 其方が社会主義を奉ずるようになった経過を申し立てよ。

答 私は明治三十七年十月「余が社会主義」と題する論文を書いてみましたが、それは私の仏教家としての立場から論じたもので、当時はまだ純粋な社会主義者ではありませんでした。三十七年の戦役のとき、幸徳秋水、堺枯川、内村鑑三などが非戦論を主張して『万朝報』から分離しました。私は特に内村の人格を慕っておりました。淨泉寺の門徒百八十戸のうち百二十戸は特殊部落の人で非常に貧しく、他の寺院の檀徒のように戦勝祈禱とかそのほか戦争のための支出もできず、まことに氣の毒に思いました。それで私も自然に非戦論に傾くようになり、社会主義に関する新聞雑誌を購読し、同主義の研究をはじめたのです。

.....

問 其方の考えはその後どうなったか。

答 日刊『平民新聞』が廃刊になった明治四十年、宇都宮黒風（卓爾）、百瀬晋の両名が大石方にきて二ヵ月ばかり滞在しましたので、私はときどき訪問して同人から社会主義の話をきき、また同年夏森近運平が大石宅に数日間滞在しましたから、私も一度同人に面会しました。そのとき森近は、社会主義の運動として直接行動をとらねばならぬ。それには労働者の総同盟罷工を起し、政治機関の運転を止め、無政府

の状態にして労働者と資本家との財産の平均を計り、共産の目的を達せねばならぬと申しました。その席に成石平四郎もあり、私ははじめて成石に会いました。その翌日新宮の末広座で演説会がありましたが、森近はやはり同様のことを話しました。

その後同年冬頃にまた森近が大石宅にきましたから、私は同人を訪問して、やはり同様の説をききました。森近は大阪の『平民新聞』がつぶれたので、一旦郷里の岡山に帰り、それから土佐の幸徳を訪ね、その帰り新宮にきたのですが、同人が大阪にゆくというので、私も京都にゆく用件がありましたから、大阪まで森近と同道しました。

四十一年六月東京に赤旗事件が起り、多数の社会主義者が入監しましたので、幸徳は土佐から上京の途中新宮に立ち寄って、大石方に二、三日滞在しました。そのとき私も大石方で幸徳に面会しました。幸徳はもはや言論や文章で主義の伝道をする時期ではない、直接行動をやらねば到底目的を達することはできない。アメリカも貧富の懸隔が甚だしいから、大いに主義者が運動している。ロシアの同志もアメリカにきて運動していると言い、その夜の淨泉寺の談話会でも同様の話をいたしました。私は幸徳の話をきいて、ますます社会主義に熱心になりました。

問 それでは其方も無政府共産主義を主張するのか。

答 さようです。

問 すると治者被治者の関係も否認するのか。

答 さようです。いまとなって考えればまことに恐れ多いことですが、その当時は君主をも否認する気になっておりました。

問 四十一年十一月頃大石は上京したか。

答 大石が出京するとき途中で会って、はじめてそのことをきました。

問 大石は何用があつて上京したのか。

答 それはききませんでしたが、大石が帰郷してから赤旗事件入監者の状況をきき、幸徳と主義の運動について話し合ってきたということをきましたから、それらの用向いで出京したのだろうと思います。

問 其方は大石が帰郷してから、招かれて何か相談をうけたであろう。

答 四十二年一、二月頃だったと思いますが、大石に招かれて私と峰尾、崎久保、成石の四人が大石宅の裏座敷の二階に集まり、大石から秘密の相談をうけました。

問 どういう相談であったか。

答 大石はわれわれ四人に向って、先般東京で幸徳と会つていろいろ話してきたが、幸徳は、近來政府の迫害が甚だしいから到底言論の力で主義の目的を達することができない、直接行動によらねばならぬと思う。自分は病身で長く生きられぬと思うから、赤旗事件で入監した同志の多くが出獄したら、決死の士二、三十人を募って爆裂弾をつくり、暴力の革命をやりたい。そして諸官庁をうちこわし、当路の大臣などを暗殺し、皇室を倒して無政府の状態にし、一時たりとも貧民を救助したいと

言っているが諸君はどう思うか。自分の考えでは、皇室は警戒が厳重であるから、天子が通行するときなどないと目的を達することはできないと思う、と言いました。私共四人のものは当時大石を崇拜しておりましたから、いずれも即座に同意し、幸徳の計画に加わることになったのです。そのとき成石であったと思いますが、天子の通行のときやっつけるのなら目的は達せられると申したように思います。

問 それで大石と其方ら四人は、幸徳の計画に同意し、幸徳が事を挙げるときには上京する決心であったのか。

答 そのようにはっきり相談したのではありませんが、もちろん実行に加わるものは上京するはずです。

問 右の五人とも、実行に加わることになったのではないか。

答 五人とも実行に加わるかどうかはっきり決定したわけではないのですが、とにかく五人とも幸徳の計画に同意したのです。成石と峰尾はむろん上京して実行に加わるだろうと思いましたが、崎久保は小胆ですから、あるいは実行には加わらないのではないかと思っておりました。

問 それでは其方や崎久保は、何の用にも立たないではないか。

答 大石から相談をうけたときには賛成したのですが、崎久保は自分の財産を投げ出して後援し、また新聞社に入って大いに伝道し、実行の頃までには決死の士をつくると申しておりました。私も僧侶では運動上不便であるから、按摩にでもなって東京に出て伝道し、決死の士をつくるつもりでした。

問 しかし崎久保も其方も、大石から相談されたときはむろん実行に加わる意思があったのではないか。

答 むろん同意したのですから、できれば実行に加わりたいと思っていたのですが、前に申し上げましたような事情で、果して実行に加われるかどうか、自分ながら疑っておりました。

.....

問 其方や峯尾、崎久保などは、ひきつづいて大石、成石、新村らの主張に同意していたのか。

答 終始同意しておりましたが、その後成石は帰宅し、崎久保は昨年十二月頃まで大石宅におりましたが、事情があって同人も帰宅しました。それで大石は私に、新宮には社会主義者がなくなったからもう解散だと申しました。それですから、その後は今回の計画については何の相談もなかったのです。

問 では今回の計画は中止になったのか。

答 そうではありません。新宮には主義者として私と大石だけになったので、一応解散だと大石が言ったのですが、幸徳のほうから何か知らせがあれば、大石から私共に連絡があると思っておりました。しかしその後何の通知もありません。

資料3 予審調書（第二回）（『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

問 四十二年一月中大石宅に成石、崎久保、峰尾、其方らが集合したとき、幸徳の暴力の革命に決死の士として加わることを承諾したに相違ないか。

答 相違ありません。

問 それではやはり、其方も実行に加わる決心だったのではないか。

答 一応は実行に加わることを承諾したのですが、私はからだが弱いから、実行に加わっても役に立たぬかも知れぬと思いましたので、按摩になって伝道すると言っておいたのです。

問 崎久保も実行に加わることを承諾したのであろう。

答 同人も大石の前では一応承諾したのですが、大石が二階から下に降りたとき、私と崎久保は、自分らは実行に加わっても何もできないだろうと話しておりました。

問 それでは其方も崎久保も、一旦は実行に加わることを承諾しておきながら、いよいよ実行という場合には果たしてやれるかどうか迷っていたのか。

答 さようです。われわれはとてもやれないだろうと、崎久保と話していました。

問 其方は浄泉寺の門徒に説教するとき、主義をふきこんでいたのではないか。

答 私は資本家と労働者の関係について社会の不平等なことを説教のなかで申したことはありますが、直接行動のことなどは、危険ですから少しも申しませんでした。

問 門徒のなかから決死の士を募ったのではないか。

答 さようなことは全くありません。

.....

問 其方はすでに、寺の後住をきめているというではないか。

答 浄泉寺の門徒は貧困者が多くて困りましたから、伊藤専唱というものを私の養子にして後住にしようと思いましたが、伊藤は月収六十円位なくては住職にならぬとか、そのほか暴慢なことを言いますので、私の家族や門徒との折合もよくなく、その計画はやめることにしました。それは昨年十月頃のことです。

問 其方は、主義の伝道のために按摩をするので、後住をきめたのではないか。

答 さようではありません。

資料4 予審調書（第三回）（『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

問 幸徳、大石、森近などから暴力革命説をきいたことがあるか。

答 ききました。

問 四十二年一月中大石に呼ばれて峯尾、成石、崎久保などと大石宅に集合したか。

答 さようです。

問 そのとき大石からどんな相談があったか。

答 大石が上京して幸徳と主義の運動について話しあったとき、幸徳は、近来政府の迫害が甚だしいから到底言論や文章の力で主義の目的を達することはできない。ど

うしても直接行動によらねばならぬ。また自分は病身で余命もながくないから、赤旗事件の入獄者が多数出獄してくれれば、決死の士二、三十人を募って爆裂弾をつくり暴力の革命を起し、諸官省を破壊し、当路の大臣を斃し、一時たりとも無政府の状態にし、貧民を救助したいと申していたがどうであろうか、と言いました。列席のものはみな大石を崇拜していたのですから、一同これに同意したのです。

問 大石は皇室を倒し、至尊に危害を加えるとは言わなかつたか。

答 さようなことはききません。

.....

問 新宮での無政府共産主義者は、現在では大石と其方だけか。

答 私は本年一月以来は、何も主義の運動はやるつもりではありませんでした。しかし主義を捨てたというわけではなかったのです。ところが本年六月母から社会主義などを唱えていて、そのために家宅捜索など受けたのは不都合であるという厳しい手紙がまいりましたから、私は断然主義を捨てる決心をしました。ですからただいま新宮で無政府主義者は大石一人だろうと思います。

(高木顕明予審終り)

資料5 判決書（高木顕明に関わる部分）（『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

第二

被告大石誠之助は久しく社会主義を研究して後、無政府共産主義を奉じ、明治三十九年上京して幸徳伝次郎と相識り、爾来交情頗る濃なり。被告成石平四郎は明治三十九年頃より誠之助の説を聴き、その所蔵の社会主義に関する新聞雑誌その他の書籍を借覧し、また多少自ら購読して遂に無政府共産主義に入り、被告高木顕明は明治三十九年頃より社会主義に関する新聞雑誌等を読み、誠之助宅に出入して社会主義者に交りようやくこれに感染し、被告峰尾節堂は……なかんずく平四郎、顕明、節堂、誓一の四人は平生誠之助に親炙してその持論を聴き、頗るこれを崇信す。明治四十一年七月伝次郎が新宮町に來訪するや、誠之助はこれを延て数日間滞留せしめ、その間平四郎、顕明、節堂、誓一を招集して共に伝次郎より当局の圧迫に対する反抗の必要あることを聴き、また誠之助はその反抗の手段について特に伝次郎と議する所あり。数月を越えて被告誠之助は上京して伝次郎及びスガの病状を診察し、伝次郎の余命数年を保つべからざるを知る。ここに於て十一月十九日東京府北豊多摩郡巢鴨町伝次郎宅に於て、伝次郎が誠之助及び森近運平に対し赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて富豪を劫掠し、貧民に賑恤し、諸官衙を焼き、当路の顯官を殺し、進んで宮城に迫り大逆を犯すべき決意あることを告ぐるや、誠之助は贊助の意を表し帰国して決死の士を募るべきことを約す。……帰県の後翌明治四十二年一月に至り、平四郎、顕明、節堂、誓一を自宅即ち和歌山県東牟婁郡新宮町の居宅に招集して、伝次郎と相図りたる逆謀を告げ、これに同意せんことを求む。平四郎等四人は當時既に皇室

の存在は無政府共産主義と相入れざるものと信じ、奮て誠之助の議に同意し、一朝その事あるときは決死の士となりて参加すべき旨を答えたり。……

資料6 伊串英治「高木顕明の名古屋時代」（大逆事件の真実を明らかにする会ニュース第13号）

高木顕明の父は山田佐吉といい、天保元年（一八三〇）七月八日に生れた。愛知県西春日井郡下小田井村千百五番戸に居住し、妻カトは天保四年（一八三三）十二月八日生れであり、同村の平民渡辺惣八の六女であつたのを、佐吉が嘉永三年（一八五〇）九月十二日妻に迎えたのである。

嘉永五年（一八五二）一月八日に長女テイが、安政六年（一八五九）十一月五日に長男七五郎が、文久元年（一八六一）十二月八日に次男縫三郎が元治元年（一八六四）五月二十一日に三男妻三郎が生れた。次女アサが佐吉父妻（ママ）の間に出生しているが、戸籍の記録にはどうしたことか無い。どんなに調べても不明である。三男妻三郎が後年の高木顕明である。顕明は山田妻三郎を十六年間名乗つていた。

高木顕明は明治十八（一八八七）から十九年頃、名古屋の真宗教校を出たといつてゐる。この言葉を信じて、現在の尾張高校へ行つて明治八年以後の卒業生名簿を閲覧させてもらつた。だが、山田妻三郎、高木顕明の名もなければ、出身地の住所も記載されていない。最初に調査した時には、姓名と住所を見落とさないようにと、一枚一枚注意して調べたが、見当たらなかつたのでガッカリした。第二回目の時も、四、五時間神経をすりへらしたが判らなかつた。余りにも残念であつたので第三回目の閲覧を求めた。

明治十三年（一八八〇）五月「改調黄科学卒業録」から山田顕明の名を発見した。尾張國名古屋区新道町 法藏寺衆徒 山田顕明 入校明治十三年五月十日 同年十月二十三日六級卒業 明治十五年十二月二十一日五級卒業とある。遂に捜し当てた。この卒業名簿にある山田顕明こそ高木顕明に相違ない。そこでこの名簿の写しを学校当局に願い出た。学校当局にの便宜による写しを持つて法藏寺を訪ねた。そうして同寺で間違いないとの確認を得た。

「尾張小教校」は愛知県尾張國名古屋の南部である下茶屋町「東本願寺掛所」別院境内の閑蔵長屋に文政十年（一八二七）三月に設立された。「尾張小教校」の学校名は明治九年（一八七六）から明治十六年（一八八三）まで用いられた。明治八年（一八七五）から明治四十三（一九一〇）までの尾張中学校卒業生名簿録を一覧して気のついたことは、当時の私学では、年功序列的ではなく、人間の能力差に応じて学級の昇進がなされていたことである。実力のあるものは、実力相当の学級へと昇進することが許されていたとおもわれる。

顕明は一年で六級を卒業し五級（ママ）に進級したが、五級を卒業するのには二年をついやしている。これは、どこまでも推察であるが、彼が在家を読経して廻りなが

ら通学していたという、彼の生活の一端がうかがえるようだ。

法蔵寺は今から百十五年前、寛政三年（一七九一）三月、下小田井村から名古屋村（西区新道町）へ移転した。従つて同寺は山田佐吉家の菩提寺であつたのである。山田家代々の墓は名古屋市東山の平和公園内の墓地に移されている。大正のはじめ顕明の妻高木たしが顕明の遺品を携えて同寺へ二品献納した。その遺品も昭和二十年名古屋の空襲で同寺と共に灰塵に帰した。同寺の住職が高木顕明と親しかつた。その前住職はいまはこの世にいない。

山田妻三郎は「尾張小教校」に通学していた時、卒業前の明治十五年（一八八二）八月二日、下小田井村千六十番戸平民田島治助の一人娘きようの婿養子となつた。十九才の時である。彼は「尾張小教校」を卒業してからも、好学の志は強く、海東郡神守村養源寺住職神守空觀という偉い僧を慕つて宗学を学んだ。彼が敬慕し師事し学んだ空觀は明治二十二年二月十八日七十二才で逝去した。同年十一月十八日愛妻きようが続いて死亡した。彼の精神上に受けた不幸の打撃は非常に大きかつた。名古屋の法蔵寺から西春日井郡の西方寺、道仁寺、長善寺などを転々と遍歴時代がこの年から始つたのである。

顕明と妻との間には子供がなかつた。妻の死後四年明治二十六年（一八九三）八月二十九日に田島家を去つて山田家へもどつた。田島治助は明治二十八年（一八九五）八月三十日、顕明が三十二才の時に死んだ。治助の妻せいは明治三十六年（一九〇三）四月十三日に喪くなつた。こうして田島家は絶家になつた。従つて田島妻三郎としての十二年間の消息は調べようがない。

高木礼讓は尾張国西春日井郡平田村の道仁寺住職十七世高木義成の次男として明治二年（一八六九）十一月八日に生れた。明治十三年（一八八〇）八月二十五日「尾張小教校」へ入校、十二月十四日に六級を卒業したから山田顕明と同級生であり同郷人でもあつた。兄の高木義答は慶応二年（一八六五）七月二十八日に生れ、同校を明治十六年（一八八三）に入校し同年七月三十日に六級を卒業した。この記録によると高木礼讓の兄は弟よりも三年遅れて学校へはいつているが、その理由はまだはつきりと判つてはいない。

高木兄弟と顕明とは宗学の道を同じくする同郷人として、とくに親しく交るようになつた。

明治二十四年（一八九一）八月二十五日、高木礼讓が高木家から分家して、和歌山県新宮町へ引越した。礼讓より先に山田顕明が新宮の無煙炭鉱へ行つたことは確かだが、顕明の足跡とその経路を裏付ける記録は一つもない。義答も新宮へ行つたことは判つているがこの三人のどの一人も何時行つて何をしたかの記録がない。ここまで調べられたのだからいづれいくらかは判る時が来ると期待している。

明治二十四年十月二十四日午前六時、濃尾大地震が起つた。明治八年十二月二十五

日に山田家を相続して戸主となつた長男の七五郎はその地震の際家屋が倒壊したため梁の下敷となつて死亡した。けれども母のかとは長男の下になつていたために助かつた。

明治二十六年（一八九三）八月十九日、田島家を去つた妻三郎は山田家へもどり約半年間山田妻三郎と名乗つた。戸主の七五郎が二年前に地震で喪くなり、次男の縫三郎は十三年前に同村の水谷てつの養嗣子となつていたので、山田家を相続するものは顕明一人よりなかつたからである。しかし十二月九日に山田顕明と改名しているのに、その三日後の十二月十一日には西春日井郡平田村無番戸高木義答の養嗣子となつている。高木家と山田家との関係は、どんなに詳しく調べても血縁関係がない。道仁寺の住職との連がりもない。すると住職代理として入籍したとより考えられない。郷土で三十四年間生活していた顕明が、高木顕明と名乗つたのは、道仁寺にて明治三十年（一八九七）に愛知県から和歌山県新宮町淨泉寺平民僧住職となるまで一郷土を去るまでの僅か四カ年にすぎない。

当時郷土でも、高木顕明の名を知る人は、道仁寺関係の人か、平田村の極めて少数の人にすぎなかつた。その少数の人々も、十余年前調査に行つた時には、すべてこの世の人ではなかつた。郷土でも役場でも、山田妻三郎、山田顕明、田島妻三郎、高木顕明といつて尋ねて歩いたが、知つている人には一人も出会はなかつたのも無理からぬ次第である。

顕明は明治四十年（一九〇七）一月二十四日紀州新宮町淨泉寺で愛知県知多郡大野町二百五十九番戸平民権田八右エ門長女たしと再婚した。どちらも再婚であつた。たしは明治二年（一八六九）十月二十日生れである。山田たしは大正十二年十月二十一日名古屋市西区堀内町二丁目三十二番地、実妹であり片山宗六の妻となつているサト（八右エ門の次女明治十二年十二月十七日生れ）の家で喪くなつた。

顕明とたしの間には子供がなかつたので、明治四十年三月八日、新宮町五百六十六番地平石昌之助の妹加代子を養女にもらつた。高木加代子は今年六十六才で、浜松市に健在である。

山田家は、顕明の兄水谷縫三郎の次男三郎が相続して、現在愛知県知多郡河和村に今年七十二才で健在である。

資料7 淨泉寺（『新宮町郷土誌』 東牟婁郡教育会第一部会 1932）

馬町妙体寺の北にあり。遠州濱松普法山善照寺の別院にして全寺住職小幡玄祐、新宮城主全龍院殿水野重仲公の命に従ひて來町、今の地扇の屋敷を賜りて當寺を開基せらる。本堂は當時の建立にして藩祖全龍院殿及四代重期公（智泉院）の尊儀を安置して今日に至る。何時の時代にも水野家の教信厚く御菩提寺同等の待遇を受く。

資料8 平出修宛沖野岩三郎書簡（1910）（『平出修集』＜続＞ 春秋社 1969）

高木君は随分誤解せられ易い性格です。／性質が極めて単純で正直です。感情に激し易くて何事にでも感心し易い。／全体新宮町は禪宗寺が多くて東本願寺派の寺は高木君の所が一ヶ寺です。御承知の如く同派には所謂部落民の檀徒が多い。高木君の寺には町内の○○といふ小字の部落民が多い。／所へ西本願寺派から近年新しい一寺を設けて高木君の檀中から町内の信徒を多く奪った。そして高木君の寺は「××寺」と輕蔑せられてゐた所から鬼角町内の各寺院が高木君を除け者にしたらしい。／七八年以前から高木君は私の居る教員や牧師と交際を始めた。すると寺仲間が高木君を「耶蘇に降参した」と云つて益々疎んじた。／所が私の教員で先達而貴下を訪問した玉置西久君が町内で最初に高木君の檀中たる部落民を日傭に傭つた。教員二村隆二といふのが屋根板を製する職工として多くを使用した。すると屋根板の職工達は「新平を此の職場に入れてはならぬ」と云つて、白昼半鐘鳴らして職工の非常召集をしたなどの事がある。／然るに基督信者からは○○の部落に行つて虚心会といふのを設けて双方の連絡を計るといふ事をしたから、遂に高木君と新宮の日本キリスト教会とは大変仲善くなつてしまつた。／そんな係り合いから新宮教会に關係のある大石誠之助君と交際を始め、日露戦争当時、非戦論の説を聞いて理ありとなし、大いに平和論を主張した。各宗寺院が戦勝祈禱会を行つても、高木君は真宗にはそんな祈禱する式も教義も教義もないから断然賛成しなかつた。／次いで新宮町に置娼問題が起つた時、高木君は町内の実業派に反抗して廢娼説を唱へた。引き続いて戦死者の記念碑を建てんとして各宗寺院が協議した時、高木君は其のやり方に意に充たぬ所があるといつて反対した。／何やらかやらで高木君は町内の各宗寺院と一致の行動が出来なかつた為、鬱屈の氣は社会主義の言論に耳を傾けるに至つたのである。／実を申すと高木君は社会主義の理論は大石君から聞いたかも知れぬが、纏つた書籍の数冊否一冊も読んでないでせう。／周囲の圧迫が高木君を社会主義に駆り込んだのである。／「耶蘇教の人間と交際を絶つなら頼母子講をこしらへてやらう」といふ様な事を言つて苦しめたり、甚だしきは尾崎といふ数十万の資産家の主人が死んだ時、寺務所へ町内の僧侶悉皆会葬して呉れと申込んで、高木君だけは知らざる風をして通知せなかつたと云ふ様な兵糧攻をもやつた。／私に言はすると、高木君は部落民に対する同情の深さと周囲の同業者の圧迫とに依つてあゝいふ思想になつたのです。／社会主義者と書信も往復したらうが、高木君は深い陰謀を企て得る様な人ではないと思ふ。失礼な話だが極めて浅い思慮の人で、感情的な正直な男である。／容貌を見ると鬼をも挫ぐやうな顔をしてゐるが、能く怒り能く泣く性です。

資料9 沖野岩三郎「縦断せる新宮町」（熊野新報 1909.6.6～9『新宮市史』史料編下巻より）

新宮町の左側が神聖と称せらるゝ速玉神社を始とし新進宗教の天理教を終とするに

似もやらで、基督教徒の小倉一家、社会主义者としての大石祿亭を除く外殆ど總てこれ実業のみを以て立つ精神界と没交渉の人々也。／……／されど新宮町の右側を見よ、左側なる速玉神社と方を並べて立てるものを遊郭となす。大厦高樓軒を接し百四十余名の娼婦脂粉紅黛、媚を呈し笑を含んで遊次郎を翻弄するあり、……／右側に於る精神界の機關を見るに、十余ヶ寺の寺院あり、諸種の祈禱所あり、新聞社あり小学あり中学あり政治界に於る実業、各新両派の首領此所にあり。

……／仏教寺院十有余、内に闇いで外に當るの勇なく集金に奔走して斯く寺塔の修復を事とす。特殊部落を擁護して弱者の友たるを期する一個狷介不羈の高木顯明が常に孤独、衆僧の排斥する所となるは其原因奈辺にあるか。／思ふに新宮町の左側に住する富豪実業家の子弟にして私利を捨て公平を執り正義の念を把持して起たば実業、政治、宗教の改革易々たらん。左側にして先ず清まらんか右側亦た自ら廓清すべし。醉酒耽色の模範を後進青年に残す事を以て実業家の業となす勿れ、猫額大の一小邑、何者の蟠るありて、しかく蝸牛角上の紛争を絶たざるか。新宮町民の三省を促さん哉

資料10 沖野岩三郎「T、Kとわたしの關係」(『生を賭して』 警醒社 1919)

非公娼論者の僧侶

T、KはS町唯一の東派本願寺末の真宗僧侶であつた。彼は僧侶になつて寺を得ないで名古屋に客僧をして居る頃天主教の説教を聽いて夫れに心を傾け、もう洗禮を受けるといふ間際になつて親戚から妨げられた事もあつたさうな。夫れかあらぬか私の前の牧師とも交際をして居て、教會でも説教した事があるさうな。／私が此の町へ来て間もなく、彼は立派な法衣を着て私の書齋を訪れた。色の黒い、顔の圓い、眉の長い、そして眼の細い、少し仰向いてものを言ふ四十一二の僧侶であつた。面會の第一次に斯う言つた。／『私はあなたに協力して頂きたい事があるのです。外でもありませんが、此町へ今度初めて女郎屋が出來て風儀を亂す事夥しい。伯爵である知事様の認可した事に對して我々風情が苦情を申出た所で仕様が無い。けれども女郎屋の存在は嫖客の存在が原因となるのだからその嫖客を根絶するのが手取り早いと思ふ。だから私は毎朝疾くあの遊郭の入口に行つて目星しい朝歸りの人々を手帳に控へて、其人々に忠告をしたり、新聞へ投書したりしようと思ふ。どうせ頭の一つや二つは擲られる覺悟ですが、どうかあなたの御助力を願ひたい。』／私は救世軍の事業の有様などを語つて別れたが、彼は熱心なる非公娼論者であつて、彼の此の計畫は實行に到らなかつたがこれが爲めに彼は現代制度の不備を攻撃する導火線を得たらしい。

孤獨の不平が生んだ談話會

日露戰争の際、町の各宗寺院は敵國降伏の戰勝祈禱を執行した。併しT、Kは其仲間に入らなかつた。何となれば彼の信する宗旨は絶対他力であつて、祈禱禁厭は宗門の法度で禁じられて居るから、彼は真宗の信仰を堅く守つた。これが爲めに彼は各宗の僧侶から國賊視せられた。／戰終つて各宗寺院は二千餘圓の金を集めて、戰勝記念碑

を建てようとした。T、Kは又其の運動に反対した。彌陀一體の外私には禮拝すべきものが無い。記念碑を建てゝ其の金文字にお經を讀むで何になるかと言ふ論法は再び各宗寺除（ママ）の怒りを買ふに到つた。／彼れの檀信徒に特殊部落と云はるゝ數十戸がある、T、Kも時々特殊に扱はるゝ事があつた。彼は此の階級制度の壓迫を甚く憤慨して、時々激越な議論を吐く事があつた。そして努めて此の特殊部落に行つて彼等と寢食を共にして居た。所で私の教會員が彼等と平たい交際を結ぶ爲に月に一回宛彼等を教會に招いたり教會員が彼等の部落に行つたりして會合をして居た。そんな事からT、Kは基督教會へよく出入したので、佛教僧侶からは邪宗門と氣脈を通ずるものとして取扱はれた。甚だしきに至つては町内の鑛業家で名望ある人が死んだ時、其家から町内の僧侶全體を招聘する事を當番幹事に依頼したが、幹事は故意にT、Kだけへ通知しなかつたと言ふ有様で、孤獨な彼れは斯うした理由から反抗、非戰、階級打破、排宗派心と云ふ念慮が強くなつたらしい。／不平に充ちた彼は遂に無爲思想家と交際を始めて、彼れの本堂では月に幾回か談話會と云ふのが開かれるやうになつた。そして其度に講義をするのは大抵Oドクトルと私とであつた、併し私が本尊の前で聖書を披いて頻りに基督教を語る時、遠がに彼れには不快の顔色があつた。／此の談話會が遂には唯物論者の團體であるかのやうに認めらるゝに至つて、會合の度に刑事巡査が出張するやうになり果ては制服警部が出張つて禁止を命ずると云ふ事になつたので自然消滅に終らざるを得なかつた。けれどもT、Kは其思想が益々峻烈に傾いて行つたのであつた。

信徒生活への轉向と其最後

四十三年の春であつた。私は一人の大學生を伴れて彼れの寺院を訪問した時、彼は種々と宗教問題を語つた末に。／『どうしても南無阿彌陀佛だ、絶対に信頼すると云ふ信仰でなければ救はれない。私も以前のやうに南無阿彌陀佛を唱へませう。』／と云つた。私は驚いた。彼れの思想が斯様な告白をしなければならぬ迄荒んで居ろうとは知らなかつた。歸途に私は大學生に對つて、／『T君は全く他力の信仰を失つて居たんだねえ。』／と言つた。すると／『無論さ、夫れを捨てなくちや、唯物主義の社會政策とは一致しないじやないか、併し彼の男の社會政策は境遇から來た感情だからね。』／と答へた。私も夫れを承認した。其後私が彼を訪問した時、彼と彼の妻と八つになる養女とが、食前に南無阿彌陀佛と合掌して唱へて居るのを見た、リバイバルだねえと私は自らに言つた。／今まで本山から寄附金を募集に來ると言つても、貧乏檀家であるから壹圓も出來ないと云つて斷つてあつたのが、或年本山から勸化員が來て特殊部落で涙聲を揮つて本山維持の説教をしたので、忽ち下駄直しや日雇稼ぎ連が七十何圓を捧げた、で、勸化員は彼が年來怠慢疎懶で信徒から募金しなかつたのだと攻めた。Tは大いに憤慨して、／『其様な貧乏人苛めをやる本山なら、我々はあの本山の大きな丸柱を挽き切つて、停車場の股壠りの火鉢にするまで本山と戦ふのだ。』／と罵倒せしめた程の彼が、久々で本山に上つて、何とか云ふ位を進めて貰つて美しい金襷の袈裟を掛

けるやうになつた。そして丸で社會政策も無爲主義も打忘れたやうに西に東に説教に行つて居た。丁度熊野川に沿うた或る労働者の團體に説教に出かけたあとで、彼の家は警官の捜査を受けたのであつた。次いで東京地方裁判所へ呼出された。東京の調べが済んで歸宅したが、其の草鞋の紐をも解かないで其儘再び東京に送られた。／私は彼れに手紙を送つたが返事を呉れなかつた。彼がA監獄に移された後、其家庭に生計上の紛議があつたので、私は其の妻君に教へて整理の纏りを付けるべく彼地に彼女を行かしめた。妻女が面會した時に、／『東京では小聲で唱名して看守に叱られたが、今はいつもお念佛を申して居る。』／と言つたさうである。／面會時限の來た、妻女は別れねばならない、けれども一秒でも永くと思つて、看守長に『どうぞ御先きへ。』と言つて妻女は後に残つて、最後の視線を投げ交したが、彼は潜然と涙を流して居た。そしてドアの外へ妻女が出た時、大きな聲で、／『頼むぞ！』／と叫んだと云ふ話を聞いたきり、妻女は遠く去り、彼の消息は知る由もなかつたが、獄中で五年を過した彼は一千九百十五年の六月二十三日其所で死んだと云ふ通知を妻女から受けたが、別に何も言添へて來なかつた。或は發狂して死んだのだとも噂されて居た。

資料11 「虚心会親睦会」(牟婁新報 1906.1.20)

東郡新宮町に一個清新の会あり虚心會といふ、コハ同地新平民諸君を慰藉せんが爲めに設けたるものなり、さても去二十七日同地大字〇〇小林兼松方に第二回親睦會を開しが、會する者四十二人、山口福松氏開會の辭を述べ、玉置西久、菅谷菊次郎、若林利次郎、松根善作、榎本五六諸氏の演説あり、成江秀治氏は小説琵琶歌の一節を朗讀せり、茶話會の席上にては淨泉寺住職高木顯明氏の法話あり、玉置西久氏の謡曲ありて中々に興味多きものなりき」

資料12 『小野日記』(1908.1.3) (『新宮市史』史料編下)

○ 虚心会 淨泉寺高木顯明君、玉置西久君等の首唱により一種下等階級の種族と世間卑まれ居る〇〇新平民の人々とうち混じて茶話懇談の会を開きて之を虚心会と称し、いはれなき世間の惡習慣を打破せんことを企図せられつつありとの事ハ新聞紙上にて聞知し居りしが、今夜その第三回を淨泉寺に開かれしにつき吾等も出席せり 中原刑事、沖野牧師、玉置西久君、成江秀治君、榎本、小倉、広里等基督教信徒の諸人、中学校の田中教諭、淨泉寺檀徒の人数名、〇〇よりは小林、松根、中野、菅谷等の諸氏七、八人出席、ドクトル大石は風邪の為不參金五十錢寄付せらる 会費は五錢づつにて会は六時半ごろより車座になりて開かれ、中原、田中、沖野、高木、玉置の諸君及松根、中野、小林の諸君及吾等も互におもひおもひに座談を試ミしが、吾等ハ明日下里へ年礼に赴く都合あれば九時半頃一歩先へ帰宅せり／当夜の話題となりしは矢張、この階級的陋習の事にて田中君、沖野君、中原君、高木君初吾等に於ても、氣の毒なる〇〇諸君の今尚世間より受けつつある一種の隔ての幕を打破せんとするには、諸君

の側に於ても各自互に相戒めて品性を高むることに力を致さるる事、児女をしてつとめて就学せしむる事尤も緊要なるべき事、もし夜学会様のものを起されなば吾等に於ても出席教授の勞を辞せざるべしと語り且つ希望せる諸氏に於ても大に感謝の意を表し居れり

資料13 「風俗矯正に関する講話」（牟婁新報 1909.10.18）

特殊部落改善の方法を講ずる目的を以て、同部落視察のため來郡せる本縣警察部詰巡査部長黒澤精一は、再昨十六日當町に來り、同夜七時より大字〇〇小林直吉方に於て風俗矯正に關する講話會を開けり、出席者五六十名にして、先ず最初遊木町長開會の挨拶を述べ、續いて横巻當警察署長、黒沢部長の講話あり、終つて高木顯明謝辭を述べ九時頃閉會せり

資料14 峯尾節堂『我懺悔の一節』（『大逆事件記録』第1巻 世界文庫 1971）

先ず高木顯明氏、此人は真宗東派の坊さんで、各宗寺院十三ヶ寺所在の私の町の或る一寺の住職であつた。此人は常に語つてをつた。僕の社會主義は絶對に暴力手段を非とする者である。隨つて世の直接行動派と相容れざる者である。平和に溫和に佛陀の慈悲・光明の下に貧富相握手すべき理想の實現を企圖する者である。如斯き宣言といつては可笑しいが、言葉を私などは始終同人から聽聞してをつた。それが、矢張り唯或夜一席の東京土産の馬鹿漬を聞かされた爲めに、私共同様逆徒の御仲間に成つてゐるとは如何にも氣の毒で可憐だが、私の見る處是れにも少々其の所謂因縁ともいはる可き出来合い事がある。／元來同氏も大いに矛盾性に富んだ人間であつたやうに思はるゝ。此人の檀信徒の約半數は新平民、いわゆる穢多と輕蔑せられる階級の人々であつた。隨つて同氏の寺も、他の各宗の寺院達より彼は穢多寺の住職であるとやうに稍々輕蔑的待遇を受けてゐた。併し彼はその品行の點に於テ蓋し鷄群中の一鶴であつた。町の各宗寺院は一般とはいへないが、概して墮落してをつた。賭博はやる。茶屋あそびはやる。金貸はやる。曰く何をやる彼をやるで、一般に傾向が甚だ宜しからざるものであつた。が此人は決してそんな悪い所作はやらなかつた。穢多の小供を集めて、讀書を授けたり、御堂の賽錢を集めて筆・紙・墨を買つて與へたり、拙づかつたらしいが、御説教も毎月欠かさずやつたやうである。常に曰く僕は檀家の者がひどいどぶ漬へなんかした錢や下駄なんかを修復したゼニを貰つて活きてをるのは、どうも堪えられない。寺の飯を食ふのは罪だ、厭やだと、つまり同氏の檀家の或る一面の者に大いに同情を寄せて、それが寄附を受けるに忍びないとふかと思ふと、又反面には大金を本山に奉納して寺格や自己の僧官を昇進させて、美々しき法服などを作つて之れを着裝ふて町を其披露に歩き廻つたと云ふやふな事實も有る。／矛盾は此人のみでないので敢て此人を特に咎め立てするは酷ではあるが、併し此人は此矛盾性の爲めに遂に一身を沒了したつた。と云ふのは、此人元來至極の平和好きで有りながら、

どうしたものが兎角聲譽を好み、人と異を立て寄（奇）を弄して之れを喜ぶといった風な傾向が大に有つた。人に穢多寺といわるゝ事を大に心外に思ふてゐたらしく、随つて地方一部の名望家たる大石氏の宅に出入りするを稍：私等と同じ意味合ひで大に之を光榮としてゐたのではないか知らん。尤も之は私の想像だが、中らずと雖遠からずといった正直の處だらうと思ふ。貧人に対する同情は勿論ある。之れが救濟は、唯だ宗教・教育のみによるべからず、社會問題として生産機關の共有、分配の平均乃至貧富あまりに隔絶せざるやう平和な手段・方法を以て之れが理想の實現を謀ると云ふのは、此人の主義であつたらしい。併し一寸警察へ來いといわれても戰慄する底の弱虫で、大喝一聲、汝社會主義を奉ずる者は軟と硬と有と無と普通選舉や議會政策や講壇社會主義や乃至國家社會主義といわず、何でも社會主義と名のつく者は一切合財三日の拘留に處すとの嚴命有りとせんか、我が高木先生は眞先きに其の平生抱持せる主義・主張を放擲し去り、わが一身の平和・安泰を計られしならんと私は確信して居る。／こんな弱虫、然も平生に癖のやうに僕の主義は絶対に暴力を非とする温和派だと宣言して居つた先生が、何故そんな惡結果を來したが（か）。其の原因の一つとも思はるゝものは、同氏は常に大石氏と相往來すると共に其の寺の御堂を同主義の講演席などに貸與したので、思ふに其筋からなどは無論同氏の主義の内容などは解らう筈もなく、一も二もなく熱心なるソシアリスト又はアナキストなりと見込みをつけられてをつたものと思はるゝ。といふのは、幸徳氏來町の時も同寺で談話會をやつたし、尚ほ新村忠雄君など始終同氏の家でやっかいになつてゐた。例の大石氏が東京より持參せる土産漸の時も、同氏は默然と聞いてをつたのみで、別に贊意を表した譯でもなく、尚私の記憶では其席で大石氏が一寸坐（座）を外された時、同氏は僕の主義は平和主義で暴力は厭だと明らかに、つぶやいてゐたやうに思ふ。……

資料15 佐藤春夫『わんぱく時代』（講談社 1958）

二人はふたたび芝生にねそべり、そのころ出たばかりで、僕も岡も試験など忘れて読みふけった藤村の「破戒」について論じ合つた揚句に、岡が赤木顕真和尚が崎山栄を頼もしい若者だとはめていたといううわさをした。僕も友だちがほめられて愉快であった。／赤木顕真というのは岡の家の近所にある苦水山旃陀羅寺（センダラジ）という真宗の寺の住職であるが、変わった和尚で社會主義者になり、またその寺の檀家がみな○○部落にあったから、和尚は古来のもったいぶった寺名を勝手に改め、部落民に自尊心と自重の態度とを教えて差別待遇に抗争と習俗の打破との指導をしているという話はかねがね岡からも聞き知っていたが、このごろ崎山と○○で顔を合して崎山の○○でのはじめの排斥に屈せぬ活動と人気を取っている現状とを闇に語つたというのであった。

資料16 若林芳樹「柔軟な人」（『熊野誌』第6号 新宮私立図書館 1961）

馬町の淨泉寺の和尚さん、高木顯明さんは沖野岩三郎さんや大石誠之助さんと親交があり、あの事件に連座した人である。このお寺の檀徒は貧しい人ばかりであった。高木和尚さんはお布施を貰うのが気の毒だといって、お布施をとらなかった。そして、お寺の自活をするために、高木さんは按摩を習った。そして私の家へもその按摩をしに来られたことがあった。／高木さんも柔軟ないいひとであった。このグループの人はみんな柔軟な、心のあたたかい人々ばかりであった。

資料17 堀利彦宛はがき（1911.1.7『秘録大逆事件』下巻 春秋社 1959）

拝呈、昨冬は新仏教御恵与被成降奉多謝候。又年始状も被下候由承り申候。厚く御礼申上候。本月中頃に判決との事、何分日並の延引するには閉口仕候。何れ無罪と存候間、出監の上は推参拝願可仕候。先は御礼迄。

資料18 平出修宛はがき（1911.1.7『平出修集』〈続〉春秋社 1969）

拝呈昨冬ハ引続御苦勞相かけ千万御礼申上候サゾ私ハ無罪の事と存し候得共何分日並に延引仕るには閉口仕り日日の監房内に而無事を苦しみ申候間乍御迷惑御覧済の書物一二冊拝見仕度御差入願上度存じ候／先ハ御礼旁々書物拝借を御願迄如斯に御座候

資料19 「峰尾節堂、高木顯明の留守宅」（紀伊毎日新聞 1911.1.26）

大陰謀事件の逆徒峰尾節堂、高木顯明の留守宅はいづれも門を鎖して謹慎を表し、町民はその大逆を惡みて之れを訪づるものなきが……高木顯明の妻タキ（四三）は同町淨泉寺にて留守を守り居るが、其の話に今回の事は誠に面目次第もなきことなり、顯明より絶へて手紙もなかりしが本月十二日東京の親類より、顯明は無罪にて歸るゆゑ報恩講も其際莊嚴に營む積りにて準備せよと語られしかばそれを力に日を送る内顯明より訪れあり、自分は昨年十一月上京して監獄に訪ひたるに顯明は自分は罪を犯したことなきゆへ無罪なりと語り居たり、然るに本月十八日平瀬（平出の誤→泉）辯護人より死刑に處せられたる通信あり次で恩典に浴したりと聞き聖恩の優渥なるに感泣し居れるなりと答へしが同寺の檀家は重に特殊部落民なるが顯明の逆罪を憤り誰一人寺を訪るものなし、大石誠之助の妻は病氣と稱して面會せず謹慎を表し居れり

資料20 『社会主義者沿革』（『日本社会運動史料』第I集下巻）

堺利彦、陰謀事件関係者遺家族慰問ノ旅行顛末 附大石誠之助遺物ノ處分
堺利彦ハ陰謀事件関係者遺家族ヲ慰問スルノ目的ヲ以テ明治四十四年三月三十一日出發同年五月八日歸京セリ該旅行ハ曩ニ京都府ヨリ出京セシ岩崎革也（前述「岩崎革也滯京ノ状況」参照）カ鹿児島ニアル西郷南洲ノ墓ニ参拝スル旨ヲ以テ堺ニ對シ旅費ハ自分ニ於テ支辨スルニ付同遊セヨト勸誘シタルニ基因セルモ岩崎ハ故障アリテ同行ヲ見合セタルモノニシテ旅費ノ全部ヲ岩崎カ支出セシヤ否ハ判明セサルモ往路京都府滯

在中ノ費用ハ同人ニ於テ支拂ヒ又歸途堺カ同人方ニ立寄リシ際金十圓内外ヲ堺ニ貸與シタリト云フ旅行中ノ重モナル事項ヲ擧クレハ左ノ如シ

.....

(チ) 同日(二十九日) 京都府着翌三十日岩崎革也方ニ到リ一泊ノ上五月一日出發

(リ) 五月三日和歌山縣着同月五日同地出發迄ノ動靜

三日大石誠之助ノ妻「惠爲」(無編入)ヲ訪ヒ弔辭ヲ述へ爾來同家ニ滯在シ「惠爲」ト共ニ誠之助ノ墓ヲ拝シ

高木顯明内縁ノ妻権田「タシ」(無編入)及大石誠之助ノ實兄玉置西久ト訪問ヲ交換シ

「惠爲」ノ案内ニテ峯尾節堂ノ母「ウタ」(無編入)及玉置西久方ヲ訪問シ玉置方ニテ大石眞子ニモ面談セリ(玉置方ニ赴キシハ同家ノ二階ニ預ケアル故誠之助ノ書籍ヲ見ンカ爲ナリシト云フ)

右ノ外滯在中(三日) 途上ニ於テ西村伊作ニ出會シ又成石平四郎及成石勘三郎ノ遺家族ヘ宛(連名)「慰問詞ヲ述へ、都合上立寄ラサルニ付容赦アリ度意味」ノ書面發送ス(四日)

(ヌ) 五月五日三重縣ニ入り崎久保誓一家族ヲ慰藉シ

五月六日同縣木本港ヨリ乗船翌七日鳥羽港ニ着其レヨリ内宮ニ参拝シ同日出發歸京ノ途ニ就ク

堺ハ右歸京當日直ニ四、五ノ同志ニ對シ地方漫遊ノ状況ヲ談話シタキニ付來會セヨトノ通知ヲ發セシカ同夜來集セシハ大杉榮、掘「ヤス」岡野辰之助、田島「梅子」齋藤兼次郎、吉川守國、藤田四郎ノ七名ニシテ堺ノ爲シタル談話ノ要領ハ左記ノ如シト云フ

.....

和歌山ニ於ケル大石未亡人ハ病院其ノ他器具等ヲ賣却シ當時ハ極メテ閑散ノ身ト爲リ居ルモ流石ハ久シク大石ノ薰陶ヲ受ケタルモノナレバ大石ノ妻トシテ恥ヅル所ナシ大石ノ衣類書籍等ハ同地ニ於テ賣却スルヲ好マザレバ不日余ニ宛送付スペキニ付東京ニ於ケル同志ニ配布セラレタシトノ依頼アリタリ

和歌山縣ノ沖野某(岩三郎ナラン)ハ大石ト共ニ最初ヨリ大逆事件ニ關係シ居タル者ナルニモ拘ラズ巧ニ事實ヲ晦マシ處刑ヲ遁レ居ルハ甚ダ不都合ナリトノ風説盛ニシテ比隣ノ排斥ヲ受ケ立場ヲ失ヒ居レリ

高木顯明ノ妻即チ梵妻ハ同地ノ習慣ニ從ヒ後繼住職ノ梵妻タルベキ筈ナルモ今猶顯明ヲ慕ヒ過日秋田監獄ニ顯明を訪ヒタルガ如キハ甚ダ不都合ナリトテ後繼住職ヘハ他ヨリ梵妻ヲ迎ヘ顯明ノ妻ハ放逐セラルヽコトヽ爲リ居レリ

峯尾節堂ノ母ハ余ニ對シ節堂ヲ説キテ大逆事件ニ加盟セシメタルハ大石ナリ大石サンモ節堂ヲ引入レシハ酷ナリ何トカ助クル方法アリシナラント愚痴ヲ漏シナガラ一面ニ於テ大石サンハ大人物ナリト荐リニ其ノ人格ヲ稱揚シテ止マザリキ以テ大石ノ爲人ヲ

知ルベシ

資料21 「諭達」（『宗報』1910.11）

我カ二諦相依ノ宗風ハアナカチニ出家發心ノカタチヲ本トセス捨家棄欲ノスカタヲ標セス王法ヲ本トシ仁義ヲ履ミ而モ内心ニハ信心ヲタクハヘテ報恩ノ稱名ヲタシナミ報土ノ得生ヲ期スルニ在リ…／今上陛下教育ニ關スル勅語並ニ戊申ノ詔ニ於テ宣示シタマフ觀慮ト其旨ヲ一ニシ倫理ヲ紊サス秩序ヲ保チ社會ノ安寧ヲ希圖スルハ本宗信徒ノ本領ニ有之誤認アルヘカラサル處近來社會ノ文物日ニ進ニ月ニ移ルト共ニ奇ヲ好ミ新ヲ競フノ餘或ハ國家組織ノ必要ヲ認メス社會財産ノ平均ヲ唱ヘ國體ヲ更メ政府ヲ毀タント欲シ之ヲ言論ニ發シ尚之カ實行ヲ試ムル者アルニ至ル豈懼レサルヘケンヤニ抑社會平等ノ一面ハ我佛教平等門ノ教理ト相近キガ如キモ因縁所成ノ差別ヲ亡シ惡平等ノ邪見ニ墮ス…別シテ本宗ノ教旨トハ根本的ニ背馳致候ニ付僧俗ヲ論セス此ノ際特ニ心得違アルヘカラス萬一右等ノ僻説妄見ニ隨逐候モノ有之ニ於テハ遠ク大聖金口ノ勸誡ニ戾リ近クハ朝家ノ御爲メ國民ノ爲メ念佛スヘントノ祖訓ニ背キ候條生々ニウケシ生ヨリハコノタヒノ人身モヨロコバシク世々ニカウムリシ國王ノ恩ヨリハコノトコロノ皇恩コトニオモシノ遺誠ヲ忘レス二諦相依ノ宗風ヲ發揚セソコトニ心懸ケ僧侶ノ面々ハ布教上殊ニ此等ノ警告ニ怠ラサル様コレアルヘシ

資料22 摳斥についての告示（『宗報』1911.1）

和歌山縣東牟呂郡新宮町淨泉寺舊住職 高木 顯明

其方儀二諦相依ノ宗門ニ僧籍ヲ列シナガラ僧侶ノ本分ヲ顧ミ斯幸徳傳次郎等ガ首唱セル極端ナル社會共產主義ニ附和シ國家未曾有ノ大陰謀ニ加リ大審院ニ於テ本月十八日同類者廿餘名ト共ニ死刑ノ宣告ヲ受ケタルコト事實明瞭ナリ右ハ黜罰例施行細則第三十六條第七項ニ該當スル非違ナルヲ以テ宗制寺法第八十七條第一項ニ據リ撹斥ニ處ス（明治四十四年一月十八日）

資料23 「諭告」（紀伊毎日新聞 1911.2.3）

客歲極端なる社會主義を取り非常の陰謀を企てたるもの有之候處右は二宗諦相依の宗義に背き佛教因果の通則を無にするものに付一派の僧侶心得違あるべからざる旨四十三年（十一月諭達）第五號を以て寺務總長まで警告する所有之候然るに此回有首唱を始め夫々刑律に處せられ候處何ぞ圖らん連累の者派内に存し御門跡にも 至尊に對し奉り恐惶に任へさせられず既に上表謹慎の意を表し併せて益王法爲本仁義爲先の宗風により末徒の提撕を忽にせざる旨上奏遊ばされ候條門末一同尊慮を體認し二諦相依の宗義により天恩、國恩の重深なることを諭示すべきは勿論特に組長視察等の職に在る者は組内各寺住職より衆徒家族に至るまで特別の注意を拂はしめ假令ひ本宗門徒稀疎のため從來の教導不行届の地方と雖も此際末々まで瞑認無からしめ候様注意を怠

らざるべし右論達す

明治四十四年一月二十日

監正部長 大谷 亮 ／ 庶務部長 桑門志道

資料24 「復命書」(下書き) (1910.12.31)

和歌山縣紀伊國東牟婁郡新宮町

淨泉寺旧住職 高木頤明 文久元年五月生

今回前記之者取調ノ為出張ヲ被命候ニ付明治四拾參年拾貳月拾八日晚大阪市川口商船會社加茂川丸ニ乗船致候處漸ク十九日夜午後一時紀州三輪崎港ニ着船同夜三輪崎町片岡屋旅館方ニ宿泊其翌二十日當旅館出發約二里ノ處新宮町淨泉寺方ニ到着而シテ二十六日夜迄當寺ニ滯在致高木頤明ノ事種々取調終了ニ付其翌二十七日午前當寺発程都合ニ由テ勝浦迄陸行當港ニテ今夜十二時愛知丸ニ乗船漸ク廿九日朝大阪川口ニ着船而シテ列車ニ乗テ奈良ニ帰所致右取調ノ事左之如クニ候

一 頤明本人ノ實家及本人淨泉寺方へ入院ノ次第

……頤明は明治三十年尾張國ヨリ新宮町淨泉寺方へ入寺而シテ其翌年我生國尾張國ヨリ妻ヲ娶リ今ノ坊守之レナリ……

一 頤明入寺後本堂ノ實況(省略)

一 性質及ヒ行状

何レノ方面カラ聞テモ本人性ハ廉直ニシテ慈善心アリ又人ト約束ヲ違ヘス人ヲ詐ラス酒モ不飲ト聞及候

一 家庭

頤明曾テ無子故我生國尾張國俗家ヨリ元ト年齢二年ナル幼女ヲ貰ヒ本年甫メテ十齡ニシテ毎日新宮町尋常小学校ニ通学中ナリ……

一 平素佛祖尊敬念ノ厚薄

頤明平素佛祖尊敬可ナリト聞

一 檀家ニ對スル教導ノ熱冷

本人平素檀家中ニ教導モ怠ラヌト聞

一 本山觀の熱冷(省略)

一 組内僧侶トノ関係(省略)

一 同町内各宗寺院トノ関係

目今新宮町ノ全戸數約四千戸余ニシテ各宗寺院數凡ソ十三ヶ寺有リ宗派六宗ニ分レ其内大谷派一ヶ寺(淨泉寺)本派ニヶ寺(長徳寺 専光寺)其他淨土宗曹洞宗臨濟宗日蓮宗等ナリト聞ク……淨泉寺ノ門徒總代……等ニ面会シテ頤明平素各宗僧侶ト意見ノ合ハヌ原因ヲ聞クニ既ニ日魯戰爭中戰病死者ノ為ニ各宗集テ追弔會ヲ執行ノ時戰病死者ノ石碑ニ向テ本派僧侶ヲ始メ各宗ノ僧当町俗人ノ依頼ニ應シテ現世祈禱ノ讀經ヲ許ストイヘトモ高木頤明其說ヲ破斥シ我淨土真宗ノ宗規ニ背キテハ第一佛

祖ニ不敬第二ニハ本山エ申認立スト云テ固ク各宗ノ説ニ應セス夫レニ順テ何ニ事モ本派僧侶ヲ始メ余ノ各宗僧侶ト平素意見合ハヌ理由之レナリト云ヘリ……

一 門信徒ノ關係

淨泉寺ハ新宮町各宗寺院ノ中ニ於テモ檀家モ少數ニシテ檀家町内ニ僅カ三十戸アリ其内ニモ貧檀多數トキク而シテ新宮町拳テ法義モ不振故ニ淨泉寺エ取持モ些少又新宮町ヨリ五里ノ処三重縣南牟婁郡尾呂志村字〇〇ト云處ニ淨泉寺ノ門徒二十戸斗リ有テ法義ハアレトモ新宮町ヲ距ルコト五里モアレハ平素參詣不致故ニ當寺ヘ取持モ自ラ僅少ト聞ク爾ルニ新宮町ヨリ約十五丁ノ處ニ大字〇〇ト云在所ニ淨泉寺ノ門徒六十戸有リ此門徒悉ク新平民ナレトモ皆聞法ノ念深キカ故ニ淨泉寺エ取持モ亦厚シ……而ルニ町内淨泉寺ノ門信徒ハ〇〇ノ門徒新平民ナルコトヲ輕蔑シテ淨泉寺ニ於テ布教ノ時ニモ彼レト同座スル事ヲ嫌ヒ尚淨泉寺ヨリ〇〇ノ門徒中ニ親ク交ハル事大ニ不賛成ナレトモ……

一 社交ノ人物平素親密ニ交際スル者

新宮町字船町に居住醫師大石誠之助ナル者有リ本人性質慈善心ニシテ常ニ貧患者ヲ無料ニテ治療ヲ施シ并ニ藥價モ不受ト聞ク爾レトモ本人ハ今東京大審院未決公判拘引中社會黨二十六名ノ隨一ナリ又同ク拘引中信州人新村忠雄ナル者今春二ヶ月斗リ右大石醫方ニ逗留セリト云ヘリ爾ルニ高木顕明ハ大石誠之助ト平素交際セリト聞ク且又本月二十三日夜淨泉寺方ニ於テ新宮町ニ居住（元ト僧侶ニシテ後還俗トキク）基督教牧師沖野岩三郎ナル者（年齢凡三十年）小生ノ席エ突然來訪我レハ高木顕明氏ノ友人ト名乗リ來テ今回顕明氏ヲ取調ノ為メ本山ヨリ出張ニ付種々探索中ナレハ人々各々言フ事変ル哉モ難斗レトモ実地ヲ知ル者ハ我一名ナレハ實際的高木顕明氏社會黨ニ非ス外ヨリ嫌疑ヲ受ケシナラント云テ去レリ尚淨泉寺門徒中モ右同町大石誠之助又基督教牧師等ニ平素交ルカ故ニ今回社會黨ノ嫌疑ヲ受ケ実ニ寺檀ノ不幸遺憾ニ不堪ト坊守並門徒中愁嘆致居候

一 偵察ニ付訪問ノヶ所

小生本月二十五日午后新宮町長遊木保太郎方ヲ訪ヒ高木顕明平素ノ品行且ツ今回拘引セラレシ理由ヲ尋ルニ町長ノ云ハク本人ノ性質實直ニシテ居動靜カナル者ナリ平素我門徒〇〇ノ特殊部類ヲ援クカ故ニ新宮町有財家ノ人望ヲ得ル能ハス顕明ノ社會黨ニ加ハル実否ヲ尋レトモ町長ノ性質寡言ニシテ判然ト答ヘス

一 拘引後門徒及家族ノ実況

顕明ノ妻十二月三日発尾張国ヲ經過顕明ノ実家名古屋市水谷縫三郎方ヘ行キ本人（顕明ノ実兄）ト同道シテ東京ニ拘引中夫ト顕明ヲ見廻ヒ三十分ノ面會時間ヲ許サレ縫三郎ハ顕明ニ辨護士添附ノ事妻ハ留守宅生計ノ方法ヲ協議シテ共ニ帰國セリト云々此ノ事ハ小生直説顕明ノ妻ヨリ聞ケリ

一 拘引後當時ノ現状

淨泉寺檀家惣代川上徳太郎全惣代小林直七同世話方中野房吉松根善次郎等高木顕明

拘引セラレ後親密ニ淨泉寺之事ニ力ヲ尽セトモ……故ニ淨泉寺留守宅妻子今ヤ生活益々困難ニ及ビ不得止過日〇〇門徒中ニ依頼生計補助金拾五圓貰ヒ其内ニテ少々ツ、拘引中顯明エ差シ入レ錢トシテ毎月東京エ向ケ送附セリト聞ク此ニ由テ之ヲ観レハ淨泉寺方今門徒中ヨリ補助金ノ外當時些少ノ金錢モ不納故ニ非常ノ困却ニ付当寺坊守愁嘆ノ余リ右次第落涙シテ小生ヘ語レリ

右之通相違無之仍而復命仕候也

明治四十四年一月九日

出張員 藤林深諦

奈良教務所管事 岡塚還仲殿

資料25 住職差免、擯斥取り消しの告示（『真宗』1996.4）

告示第十号

住職差免並びに擯斥処分の取り消しについて

和歌山県東牟婁郡新宮町淨泉寺住職故高木顯明氏は、明治四十三年六月大逆罪によって逮捕せられたことにより、同年十一月十日住職を差免せられ、さらに同四十四年一月十八日擯斥に処せられていたところ、本日、同氏の住職差免及び擯斥の処分を取り消す。

処分取消の理由

大逆事件は、昭和四十二年に再審請求が最高裁判所において棄却され、法律上の解明の方途は断たれ不明確なままとなっている。しかし幾多の大逆事件の研究者によって、それが国家による極めて意図的な事件であったことは、すでに社会的に明白となっている。

このことは、宗門においても同様に高木顯明氏の事跡を検証することによって明らかな事実である。したがって、高木顯明氏の同事件に連座したことによる住職差免及び擯斥処分は、宗門当局者が国家に追随して行った非常に遺憾なる行為であり、少なくとも戦後においてこの処分取消のための宗門内手続きを速やかに行うべきところ、現在に至るまで何らの措置をとらず今日に至ったことについて、深く慚愧し心から謝罪するものである。

よってひとりでも多くの宗門人が、一人の念佛者たる高木顯明氏の事績に学び、その願いを心に刻んで顕彰してゆくことを全宗門に呼びかける。

平成八年四月一日

宗務総長 能 邑 英 士

資料26 高木加代子「天理教高代分教会設置鎮座奉告祭文」（天理教高代分教会 1950.5.21）

この神床に御鎮り下さいます親神天理王命の御前に天理教高代分教会の心高木架代子慎んで申上げます。昭和二十三年二月二十七日静岡県浜松市元町のこれの所に天理教高代分教会の名称の理の御許しを頂きましたので、昭和二十三年二月二十七日御

分靈を御迎へ申し、五月二十日の夜結構にお鎮りを頂き、おごそかなる鎮座祭の儀をとり行はせて頂きました。思ひますれば、産みの母杉原みち女が満州大連にて小西市太郎先生の御導きにより昭和十二年二月二十五日天理教校別科を卒業、再び母は満州に帰へり母なつかしの心より母が大連より御地場に帰へるを期会として、伯母初め外の人々と共に初めて御地場に帰らせて頂きました。其の後母に導かれるまゝに社大教会分り昇格奉告祭に参拝させて頂き、昭和十六年三月御授訓を頂きました。……戦災後だん／＼とお道の尊さをさとらせて頂き、因縁一条の理を聞きわけ人を助けて我身助かる真実の道がさとらせて頂ける様になって参りました。昭和二十二年六月二十二日母みち女が播州加古川の地より新田先生に送られて浜松へ帰へりしがどうきとなり、修養科七十六期生として入学させて頂き、卒業後何でも教祖様のひながたの道を心として一家一同うち揃ひ一筋に御恩報じの精神を以って、一言はなしはひのき志んとある匂ひがけに精進して参りました。……

資料27 F女からの聞き取り（天理大学池田先生の聞き取り文による 1996）

……高木の父は立派な人だった、日本の仏教を背負って立つぐらいのえらい和尚さんだった、政治のことでの監獄に入れられて死んでしまったけれども本当は無実だった、といつてしかられたことがあります。高木の名に泥をぬるなという気持ちだったのでしょうかね。あるとき、新宮はいいところだからそのうち一度連れていってあげると云ってくれたんですが、行ったことはありません。それから、お母さんのところには特高が時々きたことがあったと話していました。

[高木顕明関連略年譜]

年号の頭に付した数字は年齢

- 01 1864(元治01) 05.21 愛知県西春日井郡西枇杷町小田井村1105番戸で出生。山田妻三郎（父山田佐吉、母カトの三男。兄二人、姉一人）。
- 17 1880(明治13) 05.10 尾張小教校第6級に入校。これまでに手継ぎ寺の法蔵寺を寺籍として得度し、山田顕明を名乗る（入学時には「法蔵寺衆徒」と記されている）。
- 10.23 顕明、第6級を卒業し、第5級に入る。
- 19 1882(明治15) 08.02 顕明、田島きょうと結婚（きょうは下小田井村1060番戸平民田島治助、せいの娘。婿養子として結婚し、顕明田島妻三郎となる）。
- 09.21 三池炭坑の囚人労働者暴動。
- 12.21 顕明、第5級を卒業（これより尾張小教校の記録から消える）。顕明、この頃から養源寺空觀に師事。
- 25 1888(明治21) 06.18 『日本人』に高島炭坑坑夫虐待に関する記事掲載され、問題化。
- 11.18 妻きょう死去。
- 27 1890(明治23) 01.一 この頃、足尾銅山の鉱毒により渡良瀬川の魚貝多数死滅。
- 28 1891(明治24) 01.09 内村鑑三、第一高等中学校始業式で教育勅語に拝せず、問題化。
- 08.25 高木礼讓、新宮へ。これより前に既に顕明は新宮松沢炭鉱に布教に赴く。
- 09.12 群馬県93年限りで公娼廃止完全実施を布達する。
- 11.19 高木礼讓、浄泉寺住職となる。
- 12.18 田中正造、足尾鉱毒事件に関する質問書をはじめて衆議院に提出する。
- 30 1893(明治26) 08.29 田島の家を出て山田家にもどる（19日か？）。
- 12.09 山田妻三郎（顕明）と改名。
- 12.11 道仁寺高木義答の養嗣子となり、高木顕明を名乗る。
- 31 1894(明治27) 01.13 道仁寺にて余間立となる。
- 08.01 日清戦争始まる。
- 08.10 現如、日清戦争につき、本宗は王法為本の宗義であるから一身を国家に捧げ忠勤を尽くすよう直命する。同月、東西本願寺、軍隊慰問使を派遣。
- 32 1895(明治28) 05.14 現如、戦勝につき大本營に参上し天機奉伺の上賀表を奉る。

- 05.16 大谷派、国威顕揚表祝の臨時法要、従軍戦死者追弔法要を各寺院で勤めるよう達する。
- 06.08 東西本願寺門主に伯爵、仏光寺門主に男爵が授けられる。
- 10.30 清沢満之ら『教界時言』を創刊。
- 33 1896(明治29) 04.— 大石誠之助、前年オレゴン州立大学を卒業。モントリオール大学で外科学士の称号を得る。11月帰国し、12月仲之町に医院開業。
- 12.01 新宮に「熊野新報」創刊される。
- 34 1897(明治30) — この年新宮淨泉寺に入る。
- 03.03 足尾鉛毒被災民二千人東京へ。阻止をうけ800人のみ上京。請願行動。
- 05.31 高島炭坑坑夫700人騒擾。
- 35 1898(明治31) — この年権田たしと同居を始める。
- 10.18 安部磯雄、片山潜、幸徳秋水ら、社会主義研究会を結成。
- 36 1899(明治32) 03.— 仏教清徒同志会結成。
- 04.30 横山源之助『日本之下層社會』。
- 04.— 和歌山県で列座差別事件おこる。
- 12.— 高木礼譲、淨泉寺の住職を依願差免。入れ替わり顕明淨泉寺の住職になる。
- 37 1900(明治33) 01.28 社会主義研究会、社会主義協会となる。会長安部磯雄。
- 02.15 田中正造、足尾鉛毒被災民弾圧につき衆議院で質問。
- 08.07 幸徳、「非戦争主義」を万朝報に発表。以後非戦論を書き続ける。
- 10.02 媚妓取締規則公布される。
- 38 1901(明治34) 01.— 大石誠之助インド留学から帰国。仲之町で医院開業。間もなく船町に移転。
- 05.20 安部、片山、幸徳、木下、西川ら「日本社会民主党」結成。
- 06.02 第一次桂内閣成立。
- 11.20 木下尚江ら、足尾鉛毒地救助演説会を開催。
- 12.10 田中正造、天皇直訴。
- 39 1902(明治35) 05.— 和歌山県で布教師差別事件おこる。
- 40 1903(明治36) 07.— 幸徳秋水『社会主義神髓』、片山潜『我社会主義』刊。
- 10.— 『万朝報』が主戦論に転じたため幸徳、堺、内村退社。
- 11.15 幸徳、堺ら週刊『平民新聞』を創刊する。
- 41 1904(明治37) 01.05 加藤時次郎、白柳秀湖ら『直言』発刊。

- 02.10 日露戦争始まる。同日、大谷派、真宗門徒は聖旨を奉体し、帝国臣民の義務を尽くすよう垂示する。
- 03.13 平民新聞「露国社会党に与うるの書」を掲載。あくまで反戦を主張。
- 06.06 清沢満之死去。
- 06.— 内村鑑三、『聖書之研究』『万朝報』を通して日露非開戦、戦争絶対反対の主張を始める。
- 10.— 「予が社会主義」を書く。この頃、日露戦争に非戦論を主張。
- 10.01 大石誠之助、自宅向いに“太平洋食堂”開く。
- 11.16 社会主義協会、結社を禁止される。
- 42 1905(明治38) —** 新宮の遊郭設置問題をめぐり、大石誠之助ら、牟婁新報の荒畠寒村、管野スガと呼応して反対の論陣を張る。顕明も反対運動を行う。
- 01.29 平民新聞、弾圧のため廃刊を宣言。2月平民社『直言』(週刊新聞)発刊。
- 04.— 西田天香、一灯園を開く。
- 06.— 伊藤証信、無我苑を開き『無我の愛』を創刊。
- 09.05 日露講和条約。
- 09.10 『直言』、第32号で発行停止となる。
- 10.09 平民社解散。
- 11.10 『新紀元』創刊。同月20日『光』創刊。
- 12.21 第一次桂内閣総辞職。
- 43 1906(明治39)** 01.17 虚心会第2会親睦会。顕明、法話をを行う。
- 02.24 堀利彦等、日本社会党結成。
- 03.15 堀利彦『社会主義研究』創刊。
- 06.23 幸徳、アメリカより帰国。
- 06.28 幸徳、日本社会党演説会で議会主義か直接行動かを提起。
- 07.— 沖野岩三郎、新宮に夏季伝道。
- 01.07 第一次西園寺内閣発足。
- 02.— 和歌山県下で初めて公娼が許可され、相筋三本杉に新宮遊郭できる。
- 08.— 大石誠之助、徳美夜月と共に“新聞雑誌縦覧所”を開設。
- 10.— 大石誠之助、東京へ。9日の社会主義演説会でも森近、堺らとともに演説。堺、大石は中止を命ぜられる。この時幸徳と初めて会う。下旬に新宮に帰る。

- 11.07 与謝野鉄幹、白秋、吉井勇、茅野簫々を伴い新宮に来る。
- 44 1907(明治40) 01.15 幸徳、堺、西川、石川ら、日刊『平民新聞』発刊。
- 01.24 たしを妻として入籍
- 03.03 この頃より新宮の石炭運搬夫 200 余名が熊野川瓦に集結したりして賃下げ反対ストライキ。数日後全面勝利。
- 03.08 新宮町566番地平石昌之助の養妹加代子を養女に迎える。
- 04.23 百瀬晋、宇都宮卓爾の二人新宮に着き以後大石宅に居候する。百瀬は森近運平の『大阪平民新聞』を手伝うため5月14日大阪へ。宇都宮は4、5ヵ月滞在。
- 06.04 別子銅山争議暴動化する。軍隊出動し鎮圧。
06. — 沖野岩三郎、明治学院大学を卒業し新宮教会に赴任。
- 09.23 森近運平新宮に来遊、末広亭にて演説会。成石平四郎「新刑法に対する所感」、大石「熊野怪物論」、森近「新の文明」。聴衆300名。
- 11.15 大石、熊本に着く。熊本評論社を訪ねる。
- 11.21 大石、熊本の帰路大阪に。この日彦根で徳美松太郎と会う。
- 11.22 夜、大石、彦根高宮の高宮寺で開催された仏教講演会に参加し演説「世界の軍備問題」を行う。
- 45 1908(明治41) 01.03 浄泉寺にて第3回虚心会を開催。
- 01.13 堀利彦、平民新聞創刊のため大石誠之助を訪問。
- 06.12 大内清巒新宮に来り、13日14日と講演。12日夜教育勅語問題起くる。
- 06.17 この頃森近運平新宮に来り大石宅に寄宿。森近運平が大阪に帰る時、顕明も同道して京都に行く。何日間か不明であるが7月7日まで京都に滞在。富小路御池下ルの歯科医師山路二郎の世話になる。7日大阪一泊、8日、9日と和歌山に二泊して10日新宮に帰る。
- 06.22 赤旗事件で荒畑寒村、山川均、大杉栄、管野スガラ逮捕される。
- 06.25 内相原敬、天皇に社会主義者取締りの現状を上奏（これより前、山県有朋、西園寺内閣の社会主義者取締りの不十分さを上奏）。
- 07.14 第二次桂内閣発足。社会主義者厳重取締りを発表。
- 07.21 幸徳、土佐下田港を出航、高知、神戸、兵庫、勝浦へ。
- 07.24 夜、浄泉寺において通俗学術講演会開催。顕明、開会の辞を述べる。

- 07.25 幸徳秋水、前日勝浦に上陸、この日新宮に大石宅に落着き、船旅で病気悪化し療養。8月8日に出立するまでに平四郎、顕明、節堂らの来訪を受けて、直接行動論について話したという。
- 08.03 幸徳秋水を迎える、浄泉寺にて談話会開催され、幸徳、大石講演。参加者30名ほど。
- 08.08 幸徳、三輪崎より乗船し東京へ発つ。
- 08.24 「例の談話會」、浄泉寺にて開催。
- 10.13 「戊申詔書」発布。
- 10.15 浄泉寺にて談話会開催。
- 11.06 浄泉寺にて談話会開催。
- 11.10 この頃大石誠之助東京へ。
- 11.19 大石誠之助、巣鴨の平民社に幸徳を訪ねる。
- 11.22 平民社で大石誠之助の歓迎会開く。
- 11.23 熊本の松尾卯一太、上京しこの人25日平民社を訪問。
- 11.25 浄泉寺にて談話会。顕明「講談無我の愛」を。
- 11.27 大石誠之助、前日東京を発ちこの日京都に入り、山路二郎方で歯を治療し、格屋に泊まる。その間、徳美松太郎来る。
- 11.28 山路方で大石を囲んで茶話会。
- 11.29 大石誠之助、大阪に入り、西区新町の村上旅館に投宿。
- 12.01 大石、武田九平、岡本穎一郎らと茶話会。
- 12.02 大石、田辺に入り、毛利柴庵らによる歓迎会に出席。
- 12.07 大石、新宮に帰着。
- 12.18 談話会の忘年会を浄泉寺で開く。
- 46 1909(明治42) 01.下旬 大石誠之助、新年会を自宅で開き、成石平四郎、高木顕明、崎久保誓一、峯尾節堂を招く。沖野岩三郎は酒を飲まぬため招待せず。
- 06.10 幸徳、管野スガラ『自由思想』発刊。直ちに発禁。
- 07.12 内務省、第一回地方改良事業講習会を開催。
- 10.11 内務省、第二回感化救済事業講習会開催(大谷派参加者14人)。
- 10.16 新宮の被差別部落にて和歌山県警巡査部長來り、部落改善の講和会開催。顕明謝辞を述べる。
- 47 1910(明治43) 05.25 宮下太吉、新村忠雄、爆発物取締罰則違反の嫌疑で逮捕。
- 06.01 湯河原で幸徳、管野逮捕。

- 06.03 布教師小山某を伴い松沢炭鉱に行き、日帰りで淨泉寺に帰る。この日、東京地方裁判所検事高野兵太郎出張し、大石誠之助、顕明等の家宅捜索を行う。
- 06.05 大石、大逆罪で予審請求。新宮グループの顕明等、身柄を拘禁され相次いで予審請求。
- 06.06 昨夜拘引された大石誠之助、警官3名付き添い、熱田航行汽船にて東京に護送され、8日東京監獄に収監される。なお、大石宅は6日再度の家宅捜索を受ける。
- 06.25 顕明、「東京地方裁判所の喚問を受け」「爆弾事件の証人」として身柄を東京に送られる（その後7月7日までに新宮に一たん帰り、再度東京に収監される）。
- 06.28 顕明、東京地方裁判所に証人として出廷。
- 07.07 和歌山地方裁判所田辺支部に於いて、「成石平四郎爆発物取締罰則被告事件」につき予審判事浅見峰次郎に証人訊問を受ける。同日付けで、松室検事総長、高木顕明、峯尾節堂、崎久保誓一の三名を刑法第73条による幸徳らの共犯として起訴。
- 08.22 桂内閣、韓国併合に関する日韓条約を結び植民地化する。
- 11.10 大谷派、顕明を「拘引サレシニ付」として住職を差免し、同日付けで「諭達」を発し、『宗報』11月号に掲載。
- 12.03 顕明の妻たし、水谷縫三郎と共に、東京へ出発。顕明に面会。
- 12.10 午前9時第一回公判開始。
- 12.18 藤林深諦、大谷派本山の命により淨泉寺へ調査に出発。20日着。27日まで淨泉寺に滞在し調査。その間沖野岩三郎の訪問を受く。29日大阪帰着。
- 12.21 午前中、高木顕明、峯尾節堂審問を受ける。
- 12.25 檢察、死刑を求刑する。
- 48 1911(明治44) 01.07 堀利彦、平出修に葉書を出す。
- 01.12 妻たしの東京の親戚よりたしに、「顕明は無罪にて歸るゆゑ報恩講も其際莊嚴に營む積りにて準備せよ」と連絡がある。
- 01.18 24名に死刑の判決がなされる。大谷派、同日付けで「攘斥」に処す(寺籍簿にはには、「幸徳秋水等ト社會主義事件ニテ死刑宣告ヲ受ケタルニ付攘斥ニ處ス」とある)。
- 01.19 天皇の「恩命」にて顕明等12名無期懲役に減刑される。

- 01.20 大逆事件につき大谷派、諭告を発す。同日、大谷派法主、「このような不信の徒を出したのは皇室に対し奉り恐懼に堪へない処」(紀伊毎日)と内務大臣に執奏方を願い出る。
- 01.22 坂本清馬、飛松与次郎らとともに秋田刑務所に送監される。
- 01.24 幸徳以下11名死刑執行される。管野スガは翌日執行。
- 01.28 植村正久、富士見教会で大石誠之助の遺族慰安会開催。
- 02.01 徳富蘇峰『謀叛論』を講演。
- 02.11 「貧民済生に關する勅語」発布。
- 03.31 堀利彦、遺族慰問に出る。
- 04.26 大谷派感化救済事業講演会を開催し、大谷派慈善協会を設立。
- 05.03 堀利彦、新宮に着き、大石、高木の妻等を慰問。
- 05.30 「恩賜財團済生會」設立。
- 08.25 第二次桂内閣総辞職。
- 49 1912(大正01) 08.20 大和同志会創立。
- 09.— 平出修、小説「畜生道」を『昂』に発表。
- 50 1913(大正02) 02.03 大杉栄、秋田刑務所に面会。
- 03.26 高木加代子、名古屋市中区門前町の門前小学校を卒業。
- 09.— 平出修、小説「逆徒」を『太陽』に発表(→発禁)。
- 51 1914(大正03) 03.17 平出修死去。37歳。
- 06.24 顯明、秋田監獄にて縊死。妻たし、秋田監獄に遺骨、遺品を引き取り、名古屋法藏寺に納骨。
- 1917(大正06) 06.— 沖野岩三郎、新宮教会を辞し東京麹町に住み統一教会副牧師となる。
- 12.— 沖野岩三郎の小説「宿命」、大阪朝日新聞懸賞小説の二等になる。
- 1919(大正08) 10.20 山口信一、浄泉寺住職となる。
- 1923(大正12) 10.21 顯明の妻たし、名古屋の実妹片山サト宅で死去。
- 1936(昭和11) 08.— 高木加代子、この頃実母杉原みちと再会。
- 1940(昭和15) 杉原みち帰国し、天理教社教会に住む。その後、浜松市元浜町で加代子と同居。
- 1948(昭和23) 02.— 高木加代子、高代分教会を設立。初代会長となる。
- 1960(昭和35) 02.23 「大逆事件の眞実を明らかにする会」結成。
- 1961(昭和36) 01.08 坂本清馬と森近運平の妹栄子、再審を請求する。
- 07.— 『熊野誌』六号に「大石誠之助特集号」。

- 1962(昭和37) 06.— 高木加代子、浜松市三方原に「高木家先祖代々」の墓を建てる。
- 1965(昭和40) 12.10 長谷川裁判長、他の裁判官との合議なきまま棄却。ただちに特別抗告
- 1967(昭和42) 07.05 特別抗告棄却。
- 1972(昭和47) 02.19 高木加代子死去。72才。
- 1996(平成08) 04.01 大谷派、顕明の住職差免、および攘斥を取り消すことを告示。